議案第１６号

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成２０年守谷市条例第２０号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１６号	1

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成２０年守谷市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５条中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号を第３号とし，同条第５号中「第６条の２第４項」を「第６条の２の２第３項」に改め，同号を同条第４号とし，同条第６号中「第６条の２の２第７項」を「第６条の２の２第６項」に改め，同号を同条第５号とし，同条第７号を同条第６号とする。

第８条第１項中「第５条第１号から第３号まで」を「第５条第１号及び第２号」に改め，同条第２項中「第５条第５号」を「第５条第４号」に改める。

第１１条第４項及び第１２条第４号中「第５条第１号から第６号」を「第５条第１号から第５号」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議 案	頁 数
１６号	２

提案理由（議案第１６号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例において規定している就労移行支援事業を廃止すること及び児童福祉法の改正に伴い，条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１６号	3

参考資料

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（事業） 第５条　障がい者福祉センターは，次に掲げる事業を行う。 （１）（略） （削除） （２）（略） （３）（略） （４）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第３項に規定する放課後等デイサービスに関する事業 （５）児童福祉法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援に関する事業 （６）（略） （利用者負担額） 第８条　第５条第１項から第２号に掲げる事業に係る利用者負担額は，当該事業に要した費用から，法第２９条第３項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額若しくは法第３０条第３項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額を控除した額とする。	（事業） 第５条　障がい者福祉センターは，次に掲げる事業を行う。 （１）（略） （２）法第５条第１３項に規定する就労移行支援に関する事業 （３）（略） （４）（略） （５）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２第４項に規定する放課後等デイサービスに関する事業 （６）児童福祉法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援に関する事業 （７）（略） （利用者負担額） 第８条　第５条第１号から第３号までに掲げる事業に係る利用者負担額は，当該事業に要した費用から，法第２９条第３項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額若しくは法第３０条第３項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額を控除した額とする。

参考資料

２　第５条第４号に掲げる事業に係る利用者負担額は，当該事業に要した費用から，児童福祉法第２１条の５の３第２項に規定する障害児通所給付費の額又は同法第２１条の５の４第２項に規定する特例障害児通所給付費の額を控除した額とする。 ３　（略） （指定管理者による管理） 第１１条　（略） ２及び３　（略） ４　市長は，第５条第１号から第５号までに掲げる事業に係る給付費及び第８条に規定する利用者負担額を，指定管理者の収入として収受させるものとする。 （指定管理者の業務） 第１２条　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。 （１）から（３）まで（略） （４）第５条第１号から第５号までに掲げる事業に係る給付費の請求及び収受に関する業務 （５）及び（６）（略）	２　第５条第５号に掲げる事業に係る利用者負担額は，当該事業に要した費用から，児童福祉法第２１条の５の３第２項に規定する障害児通所給付費の額又は同法第２１条の５の４第２項に規定する特例障害児通所給付費の額を控除した額とする。 ３　（略） （指定管理者による管理） 第１１条　（略） ２及び３　（略） ４　市長は，第５条第１号から第６号までに掲げる事業に係る給付費及び第８条に規定する利用者負担額を，指定管理者の収入として収受させるものとする。 （指定管理者の業務） 第１２条　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。 （１）から（３）まで（略） （４）第５条第１号から第６号までに掲げる事業に係る給付費の請求及び収受に関する業務 （５）及び（６）（略）